The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	芦田均の国際政治観（二・完）：満州事変前後における連続性を中心に
Author(s)	矢嶋, 光
Citation	阪大法学. 2010, 60(3), p. 161-182
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55277
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

芦田均の国際政治観（二・完）

――満州事変前後における連続性を中心に――

矢嶋光

はじめに
第一章　霞ヶ関外交と芦田均
第二章　芦田均の集団安全保障論と普遍的国際秩序観
　第一節　国際連盟評価と普遍的国際秩序観の形成
　第二節　『君府海峡通航制度史論』における集団安全保障論の展開
　第三節　外務省の対中国政策と芦田均の普遍的国際秩序観（以上、第六〇巻第二号）
第三章　芦田均の満州事変外交論
　第一節　満州国承認問題
　第二節　国際連盟脱退以後における東アジア国際秩序構想
おわりに（以上、本号）

第三章　芦田均の満州事変外交論

本章は、外交官から政党政治家へと転身した芦田の満州事変への対応について論じる。これまで満州事変以後の芦田は列国との関係修復を説く一方で、満州国の成立そのものに対しては容認する姿勢であったと指摘され、この

ことがリアリズム外交論者としての芦田像の根拠の一つにもなってきた。[93] これに対して、本章では、満州国承認問題に対する芦田の対応を再検討し、つづいて国際連盟脱退以後における彼の東アジア国際秩序構想を分析し、芦田が満州事変以後も外交官時代以来の普遍的国際秩序観を維持しつづけていたことを明らかにする。

第一節　満州国承認問題

外務省を退官してからわずか一〇日後の一九三二年二月二〇日、芦田は第一八回衆議院総選挙に京都府第三区から出馬し、定員三名の中第二位で初当選を飾った。このとき芦田は立憲政友会に所属しているが、これは政友会の代議士であった父鹿之助の地盤を引き継いだものであったと考えられる。「外交を建直す」ために政党政治家となった芦田は、満州事変に対していかなる態度で臨んだのであろうか。

政党政治家となった芦田が満州事変についてはじめて言及したのは、一九三二年四月二四日から二七日まで連載された『報知新聞』の紙面上であった。このときの芦田の主張は、そもそも事変の原因は中国の反日運動や日貨排斥にあるとするもので、一見すると中国国民政府を一方的に非難するもののように見える。しかし、他方で芦田は、日本に対しても慎重な態度で事変に臨むことを求めた。

第一に、芦田は満州国の承認に反対であった。まず、芦田は満州国承認について「複雑な副作用を伴ふとも考へられる」として、承認によって生じる問題点を検討すべきであると述べた。[94] なぜなら、満州国承認は「九カ国条約に無関心でやり遂げる訳には行かなくなる」からであり、さらには連盟規約や不戦条約にも関係する問題であるからであった。[95] おそらく芦田の指摘する「複雑な副作用」とは連盟規約違反に基づく制裁を指しているものと思われる。このとき芦田は、「承認の有無は必ずしも満蒙との実質上の協力を左右するものではない」として、対日制裁

につながる可能性のある満州国承認を敢えてする必要はないと結論づけた。[96]

第二に、芦田は国際連盟脱退にも反対であった。満州事変に対する国際連盟の決議は、事態の悪化を防止すること、日中両国間における平和の基礎たる了解を攪乱する一切の事情を調査し報告する委員会を任命することであり、その間の両国の直接交渉を妨げるものではなかった。それゆえ、満州国承認を強行しない限り、「日本と連盟との正面衝突を避け」ることは可能であるとの見解を示した。[97] 芦田は、国際連盟脱退によって日本にもたらされる利益などなく、「何を苦しんで脱退論を唱へる必要があるかを疑ふ」と述べるとともに、[98] 連盟脱退の風潮は全く軍部によって作り出されているものに過ぎないと論断した。[99]

さらに注目されるのは、このとき芦田が満州事変における日本の軍事行動について積極的な正当化を試みていないことである。芦田は、事変の解決について「海牙の国際司法裁判所に持ち出しても、或は連盟の席上で支那の反省を促しても差支えない」として、日本の行動の適否は国際連盟が判断すればよいとの見解を示した。[100] もちろん、芦田は「支那が同様の手段を用ゐても吾方で周章しない丈けの用意をすれば足りる」と述べたように、[101] 日本が連盟規約などの諸条約に違反したとの認識を持っている訳ではなく、日本の行動が正当であるが故に国際連盟でも承認され得るとの立場であった。しかし、一方で芦田の主張は、国際連盟の枠組みの中で事変を解決すべきであるというものであり、国際連盟の介入を排除して日中直接交渉にこだわる外務省の方針を批判するものであった。[102]

ところが、同年九月に日本が満州国を正式承認すると芦田の議論は後退していった。第一に、芦田は満州国を容認するようになった。八月二九日、第六三回帝国議会衆議院予算委員会で質問演説に立った芦田は、満州国承認を行う場合、「我国の外交的立場は極めて困難になることが予想されると思ふのであります、其場合には或は九カ国条約の問題が討議せられ、或は日本に対する経済封鎖の問題が論ぜられ、更に一層険悪なる事態をも覚悟しなけれ

ばならぬと思ひます」と述べて、[103] 改めて承認がもたらす制裁問題に対して危機感を露わにした。しかし同時に、満州国の独立とその承認を前提として、各国が「満洲国を承認するやうな機運を作る」ための外交努力をすべきであると説いた。[104] その後、日本が満州国を正式に承認すると、「独立承認を基礎としない妥協案は到底我国の承諾し得ない所である」として、リットン報告を批判した。[105] すなわち、芦田は承認反対から承認を前提としてその時期を問題とするように変化し、承認後には国際連盟の枠組みによる事変の解決をも拒絶するようになったのである。

第二に、芦田は満州事変における日本の軍事行動を正当化するようになった。芦田は、日本軍の行動ついては「純然たる自衛手段」、満州国の独立については「民族自決の精神」であるとして、それぞれ連盟規約や不戦条約、九カ国条約の違反とはならないとの見解を示すようになった。[106] 国際連盟の枠組みによる解決が不可能となった以上、日本の行動を自らが積極的に正当化する必要に迫られた結果であった。そしてもし、国際連盟がリットン報告を結論として採用する場合には、「我国は敢然としてその勧告に応じない」との態度で臨むべきだと述べた。[107]

ただし、芦田の論理は直ちに国際連盟脱退と結びついていた訳ではない。芦田は勧告拒否の発言につづけて、国際連盟の勧告を承諾しないことが規約違反を導くことはないこと、規約違反にならない以上は制裁の問題も生じないことの二点を指摘し、したがって「連盟を脱退するが如き問題も生じない」との見解を示すとともに、国際連盟を脱退すべきではないと述べた。[108] さらに、翌年一月二三日の第六四回帝国議会衆議院本会議において、芦田は、満州国の単独承認によって「国際連盟に於て満洲問題を解決すると云ふ望みは極めて薄」くなったと指摘し、「我国が国際連盟を脱退する時は、内田外務大臣の昨年来の楽観論が崩れる時であります、其責任を執ることはよもや御忘れにはなりますまい」と追及して、内田康哉外相に詰め寄ったのである。[109]

この芦田の質問演説は、外務省を批判したものとして国内各紙で大々的に取り上げられた。[110] また、海外において

も特電で配信され、なかでもアメリカの新聞各紙の報道は、「芦田氏こそ日本を真に救ふ愛国の士」であるとか「軍部独裁に対する最初の反動」であるとして、「文治派擡頭の一徴候と認め之を歓迎」するものであった。[111]

これに対して、外務省はジュネーブの連盟代表の松岡洋右に宛てて、「芦田君の演説を目して恰も政友会が現内閣の外交方針に反対せるが如く誤報せしものあるやに見受けらるゝも決して斯ることなし誤解なからんことを乞ふ」との電報を発して混乱の収拾に当たった。[112]

また、松岡から直接抗議を受けた政友会も、鈴木喜三郎総裁から「ジュネーブにおける帝国代表が不必要に強硬態度を持したりとの攻撃的主張をなしたりとの報道は断じてその事実なし」との返電が打たれた。[113] 質問演説の翌々日、議会で釈明を求められた芦田は、「連盟の行動が我国の重大利害に反するものであるならば、是は断固として脱退すべき」との趣旨であったと述べ、[114] ほとんど前言を撤回するような弁明を強いられた。この芦田の弁明の背景には、斉藤実内閣からの政権円満授受を画策する政友会幹部による圧力もあった。[115]

このように、確かに芦田は満州国の成立を容認するようになった。しかし、正式承認以前の芦田の外交論を検討すると、彼が単純に満州国を容認した訳ではなかったことがわかる。芦田は、事変を国際連盟の枠組みの中で解決すべきであると考えており、国際連盟脱退には最後まで反対の姿勢を貫き、外務省の方針を批判したのである。

芦田の弁明から一ヶ月後の一九三三年二月二四日、連盟日本代表団は連盟規約第一五条第四項に基づく報告書の採択を受けて連盟臨時総会の議場から退場し、翌月二七日、正式に国際連盟脱退の通告がなされた。以後の芦田は、国際連盟脱退を与件としつつ、地域主義の論理によってなおも国際連盟と東アジア国際秩序とを関連づけることを模索していくことになるのである。

第二節　国際連盟脱退以後における東アジア国際秩序構想

満州事変以後の東アジアにおける国際秩序を模索する動きとして台頭してきたのが地域主義であった。地域主義は、満州事変によって孤立した日本外交と国際連盟を中心とする普遍的国際秩序とを媒介するための概念として登場したものであった。[116] この代表的な論者として政治学者の蠟山政道が挙げられる。[117] 芦田もまた、こうした地域主義の論理によって満州問題を普遍的国際秩序の中に位置づけようとした。

しかし、よく知られているように、蠟山らの地域主義の論理は次第に国際秩序の普遍性に対する原則的批判へと転化し、日中戦争を契機として地域的協同体を根幹とする世界新秩序の一環としての東亜協同体論へと変貌を遂げるものであった。[118] 一方で、芦田はこうした東亜協同体論に最後まで至ることはなかった。芦田の地域主義とは一体いかなるものであったのだろうか。本節では、満州事変以後の芦田の地域主義について外交官時代における国際政治観との連続性に着目して検討する。

満州事変以後の芦田は、閉鎖的な地域秩序としての東亜モンロー主義に対して批判的であった。芦田は東亜モンロー主義に対して、「欧米を尻目にかけて亜細亜の結合を図るといふ趣旨であろう」が、「日支両国の提携なくして東亜連盟を叫んでも、実際政策としては日満両国の外に仲間が無いとあっては、それは畢竟看板倒れとなる外はない」と述べて、その実現性が乏しいとして明確に否定した。[119]

芦田の批判は多くの知識人と同様に、経済的合理性の観点からなされたものであった。[120] 芦田によれば、たとえ日満ブロックを強行したとしても、「日本と満蒙とを打って一丸とした単位経済では、亜米利加や英国のブロック経済に対抗することは甚だ心細い貧弱さであ」り、自律的な地域秩序として成立するものではなかった。[121] 芦田にとって「昨今我国の一部に唱へられゐる如き世界の経済的ブロックが益々対立することになるとは容易に信じ得られな

い」ものであった。[122] 一九三三年九月のロンドン会議の失敗によって自由貿易の早期復活が困難なことが明らかになった後も、「単位経済といふ様な理論のみで吾々が生活の根底を変更することは容易な業ではな」く、「やがて各国ともに経済的協力に復帰する時が来る」として、自由貿易の復活に期待を示した。[123] 戦間期における芦田は自由通商主義の立場からアウタルキーとしての地域秩序に一貫して反対したのである。[124]

こうした閉鎖的地域秩序に代わって芦田が主張したのが、「極東ロカルノ」構想であった。芦田によれば、「極東ロカルノと称するものは日、満、露、支の四箇国の間に相当長期に亙る不侵略条約を結び、これによって極東の平和と安定とを期せんとするもの」であった。[125]

この「極東ロカルノ」構想と外交官時代における芦田の国際政治観との間には三つの点で連続性を指摘することができる。第一に、芦田の対ソ協調論である。外交官時代の芦田が日ソ復交に積極的賛意を示したこと、またソ連を地域大国として重視していたことについては、前述の通りである。そして芦田の対ソ協調論は満州事変以後にも維持されていた。

芦田によれば、「ソヴェートの外交政策は、新経済政策の採用と共に一転換」して「列強の協調に加入する」ようになり、一九二八年の五ヶ年計画以後もその実現のために「自ら戦争の渦中に立つことをさけ」ているという。[126] 実際に、満州事変以後のソ連は日本に対して不侵略条約を提議し、満州国には東支鉄道の売却を持ちかけたのであり、「日露の関係は満洲事変の結果として緊張したものとみるべき」ではないとの見解を示した。[127] したがって、「日露両国の間には外交交渉を以て解決し得ないやうな利害の衝突が存在して居る」とは思われないのであり、共産主義イデオロギーの問題についても、「宗教や、言語や、憲法、法律の相違は国家として代表者を交換し、通商貿易を営むに何の妨げとなるものではない」と述べて、日ソ協調の妨げにはならないと結論づけた。[128]

一方、外務省においてもワシントン体制下における対ソ協調論は幣原らによって受け入れられたものであり、満州事変以後には東郷茂徳欧米局長らによって引き継がれていた。[129] 東郷は、「国際連盟脱退後ニ於ケル帝国ノ対欧米外交方針」（昭和八年四月中旬）[130] の中で欧米各国と日本との関係を分析した上で、対ソ関係については「不侵略条約の締結を否とする理由なく却て之か締結を可」とするとしていた。

これに対して、芦田の対ソ協調論は「極東ロカルノ」という多国間の枠組みの中に組み込まれている点に特徴があった。連続性の第二は、この多国間協調の枠組みの重視である。

芦田の「極東ロカルノ」構想は、将来的には英米の参加も想定していた。なかでもアメリカとの関係について、「ワシントン会議は今日まで是非の批評にこづき廻されてゐるけれども、少くも日米の利害は之によって中和の途を見出すことが出来た」との見解を示し、「将来に於ても之と同一の方針による外太平洋問題の平和的解決は無いものと見なければならぬ」と述べた。[131] そして最終的には太平洋問題に利害関係を持つ国々で国際会議を開くべきであり、その議題として、（一）中国における中央政府確立のための国際的援助の枠組み、（二）ソ連と中国、満州国、アメリカ、日本を含む国々の間における仲裁裁判条約の締結、（三）海軍軍縮問題の三点を提案した。[132] こうした内容から考えると、満州事変以後も芦田は多国間協調の枠組みとしてワシントン体制を尊重しており、「極東ロカルノ」構想は満州事変によって動揺したワシントン体制を修復する試みであったといえる。

しかし、「極東ロカルノ」構想は単純なワシントン体制への復帰にとどまるものではなかった。ワシントン体制が国際連盟から自立した地域秩序であったのに対して、「極東ロカルノ」構想は多国間協調による東アジア地域秩序と国際連盟との結びつきを強化させる試みでもあったからである。[133] この国際連盟を重視する普遍的国際秩序観が連続性の第三である。

満州事変以後の芦田が多国間協調の枠組みとして「極東ロカルノ」の名称を用いたのは、国際連盟の枠組みの中で成立したロカルノ条約を意識していたからに他ならない。実際に、芦田は満州問題を国際連盟が掲げる「国際的平和と秩序の維持」という目標の中に位置づけることが必要であるとの認識を示している。[134] また、「極東ロカルノ」構想の中核である地域各国間による不侵略条約の締結という提案は、国際連盟が地域協定の指針として作成した「不侵略に関する集団的条約（条約モデルE）」[135]と極めて近いものであった。この条約モデルは、一九二八年の第九回連盟総会で「国際紛争の平和的解決のための一般議定書」や「不侵略及び相互援助に関する二国間或いは集団的条約モデル」などの地域協定モデルの一つとして採択されたものであった。[136]

この点に関連して注目されるのは、芦田が地域主義の論理を導くための引照標準としてモンロー主義を援用しなかったことである。芦田によれば、そもそも連盟規約に盛り込まれる以前のモンロー主義は「多数国家間に存する約束ではなく、さらに連盟規約に挿入されて以後はアメリカの中南米に対する排他的な権利を正当化する論理としての性格を失い、専ら「自衛の政策を意味す」るものに変わったという。[137] もはやモンロー主義は、「国際連盟と称する平和機構の出現と不戦条約の締結とに依って両立す可らざる存在になりつゝある」というのである。[138]

こうした芦田のモンロー主義解釈は、同じく地域の特殊性から東アジアにおける日本の覇権を正当化しようとする東亜モンロー主義への批判を念頭に置いたものであった。[139] この点、後に東亜協同体論へと傾斜していく蠟山が、「アジア・モンロー主義と米国のモンロー・ドクトリンとのアナロジーについて、「太平洋に於ける平和機関又は国際連盟の地方的機関への発展として吟味の可能性がある」と述べたのとは異なる。[140] すなわち、蠟山が地域の特殊性を普遍的論理によって正当化する契機をモンロー主義の中に見いだそうとしたのに対して、芦田の解釈は、普遍的国際秩序の成立にともなってモンロー主義はもちろん、地域の特殊性を背景とするいかなる地域主義もその正当

性を失ったとするものであった。芦田は、地域主義の持つ特殊性の論理を極小化し、国際連盟を中心とする普遍的国際秩序を補完する論理としての側面を強調するために、モンロー主義を援用することを忌避したのである。

もっとも、「極東ロカルノ」構想を集団安全保障体制の側面から見た場合、外交官時代との連続性は不徹底なものとなっている。なぜなら、当初の「極東ロカルノ」構想の中で、芦田は相互援助や共同制裁の規定について一切触れなかったからである。しかも、違反に対する制裁措置に触れないばかりか、『君府海峡通航制度史論』の中で積極的であった中立化の措置について、満州地域に適用することに反対であるとさえ述べた[141]。

しかし、芦田は集団安全保障の理念を全く放棄した訳ではなかった。芦田が制裁規定を入れることに躊躇した理由は、おそらく満州における日本の軍事行動が完全に終息していなかったからであろう。実際に、塘沽停戦協定が成立して満州事変が一段落した後に、陸軍による華北分離工作が本格化すると、芦田は再び「極東ロカルノ」構想を持ち出して、ソ満及び中満国境地帯の中立化を含む多国間の枠組みを提案している[142]。芦田にとって地域的な集団安全保障体制への加入は、満州国を東アジア国際秩序の中に位置づけるための手段であると同時に、軍部による中国本土やシベリアへの侵出に対する歯止めとしての役割が期待されていた[143]。

このように、芦田の「極東ロカルノ」構想は、地域関係国による取り決めであるという点で確かに地域主義であった。しかし、「極東ロカルノ」構想による地域秩序は地域の特殊性から導かれるものではなく、国際連盟の推奨する方式に従って東アジアにおける多国間協調の枠組みを再構築しようとするものであった。また、こうした多国間協調の枠組みが国際連盟を補完するものとして位置づけられている点で、外交官時代以来の普遍的国際秩序観との連続性を指摘することができる。

一方、満州事変以後の外務省は、こうした多国間協調の枠組みを全面的に否定するようになっていた[144]。この時期

の外務省を取り仕切ったのはアジア派の重光であった。重光は上海事変の停戦交渉中に狙われた爆弾事件による負傷から回復すると、一九三三年五月に内田外相の下で外務次官に就任し、同年九月に新たに広田弘毅が外相に就任した後も引きつづき次官を務めた。

満州事変勃発時の重光は、国際連盟の介入を徹底的に排除するように本省に働きかけ、同時に「国際連盟規約も巴里不戦条約も将又九国條約も何れも今日極東に於て行われつゝあるか如き主義及政策の根本的の相違より来る国際紛争の処理は之を予想せさりしのみならす之か処理の目的の為には全然不適当なり」と述べて[145]、東アジアにおける多国間協調の枠組みが失効したとの認識を示した。その後、次官に就任した重光は、来るべき軍縮会議における外交方針の中で、改めて多国間協調の枠組みを否定して、「各国別」に協調行動を図る方針を打ち出した[146]。

重光にとって、「コレクティブ・システム」は欧米諸国の勢力範囲の「現状維持」を目的としたもので、「斯る会議のシステムを受諾することは出来ない」ものであった[147]。実際に、一九三四年一〇月から巡閲使として欧州に派遣された吉田が中国問題における列国協調の回復を意図して誘致したリース・ロス・ミッションに対して[148]、重光は極めて冷淡な態度でこれを拒絶している[149]。

満州事変以後の重光が目指したのは、日英米三国による勢力圏の再分割であり、東アジアにおける日本の覇権を確立することであった[150]。一九三四年四月には有名な天羽声明が発表され、その政策は内外に明らかにされた。天羽声明以後の重光は、「東亜に於ける使命乃至は責任は、日本は東亜に於ける諸国と共に共同に且つ協力して持つ所のものであって東亜以外の諸国の介在は許されぬ」と述べるなど[151]、東亜モンロー主義を鮮明にしていった。同時に重光は、「東亜『ロカルノ』協定の必要かあれは、夫れは東亜に於ける諸国間に締結すへきてあって、東亜以外の国は直接には関係なき筈てある」として、多国間協調の枠組みを再構築する動きを一蹴したのである[152]。

一九三五年一月二五日、第六七回衆議院本会議で質問演説に立った芦田は、協和外交を掲げる広田外相から「私の在任中に戦争は断じてない」との答弁を引き出した。[153] このとき芦田自身が社長を務めるジャパン・タイムズ紙は、「広田氏の声明がこれまでのどの外相よりもありのままで率直なものである」点を評価するとともに、「日本全体の希望や確信を表現したものといってよい」として、広田の答弁を歓迎する紙面を掲載した。[154] 一方の重光は、協和外交演説は軍縮交渉を進展させるために英米の神経を静めるためのもので、「本年は一極（ママ）は寧ろ東亜に於ける日本の地位を高調するの要あり、然らざれば平和機構設立の名の下に華府条約時代に逆転の虞あり」と、その日記に記した。[155]

この協和外交演説をめぐる芦田と重光の反応は、二人の国際秩序観の相違を明確に反映している。すなわち、重光にとって、国際連盟を中心とする多国間協調の枠組みは欧米の現状維持政策でしかなく、打破すべき旧秩序であると認識されたのに対して、芦田は、「外交の進化は『力から法へ』であり、戦争から平和へであり、共栄、国際組織へであ」り、「『制覇から協同へ』である」と捉え、国際連盟はこれら理想的精神の一つの帰結であると認識していた。[156] 芦田にとって、国際連盟を中心とする多国間協調の枠組みは、満州事変以後も依然として守るべき普遍的国際秩序であったのである。

おわりに

本稿は、外交官時代から満州事変期に及ぶ芦田均の政治的足跡を辿るとともに、当該時期の芦田の政治外交論を分析することによって、彼の国際政治観について考察した。本稿が明らかにしたのは、主に以下の三つの点である。

第一に、外務省内における芦田の位置を明らかにした。革命期のロシアに勤務した芦田は、ソ連通の外交官とし

て対ソ協調論を説くようになった。またパリ講和会議の体験から新外交の影響を強く受けた。外務省革新同志会への参加は、同期の重光葵ら少壮外交官と新外交の衝撃を共有していたことを示すものであった。他方で、吉田茂ら旧外交的な発想の外交官や、幣原喜重郎ら省内上層部との間には世代的な距離感が生じることになった。加えて、外交の民主化の理念に注目した芦田は、議会による外交の監督や政党による外交指導を求める「国民外交」論を主張するようになり、外務省による外交一元化を正統と見なす霞ヶ関外交の中で孤立することになった。

一方、政策的にも新外交の影響を受けた。第一次世界大戦後もヨーロッパ在外勤務をつづけた芦田は、国際連盟を中心とした多国間外交、連盟外交の経験を積み、普遍的国際秩序の形成に関心を持つようになった。また人脈的にも、安達峰一郎や佐藤尚武といった連盟外交を担った外交官と親しい間柄であった。こうした芦田の足跡は、英米協調を基軸とする欧米派の中でも、連盟外交に積極的な連盟派に位置づけられるものであった。しかし、外務省内における連盟派は、欧米派で本省主流を形成した幣原らに対して、傍流と見なされていた。

第二に、連盟派外交官として歩んだ芦田の安全保障論と国際秩序観を明らかにした。第一次世界大戦直後の芦田は、ヴェルサイユ条約を旧来からの勢力均衡方式による国際秩序の維持に過ぎないとして否定的な見解を示した。しかし、一九二〇年代を通じて緊張緩和を模索する多国間協調外交が展開されると好感を持ってこれを受け止めた。なかでも芦田は、一九二五年のロカルノ条約について、国際連盟を中心とする普遍的国際秩序の形成への努力として高く評価した。さらに、一九三〇年に執筆した『君府海峡通航制度史論』の中で国際連盟を中心とした地域的安全保障の枠組みを提案した際、戦争違法化とその違反に対する制裁、また制裁機能が持つ戦争抑止機能について十分な認識を示し、集団安全保障論に極めて近い議論を展開した。

他方で、一九二〇年代の外務省は、日本が死活的利益を有する中国問題に国際連盟が介入することに一貫して否

定的であった。しかも、それは本省主流の幣原らと有力派閥のアジア派ともに共通するものであった。一九三一年の満州事変に際して、幣原とアジア派の重光がともに国際連盟の介入に反対すると、連盟派外交官の芦田は危機感を募らせた。なぜなら、芦田が満州事変の対応をめぐって、自らの国際政治観と外務省の方針との間に決定的な相違が存在することを認識したからである。満州事変によって一層孤立感を深めた芦田は、外交官から政党政治家への転身を決意した。

第三に、満州事変以後の芦田の外交論を明らかにした。満州事変勃発当初の芦田は、満州国承認に反対であった。なぜなら、満州国承認が九カ国条約はもちろん、連盟規約や不戦条約違反となる可能性を持つものであったからであった。その後、政府が満州国の正式承認に踏み切ると、確かに芦田の議論は後退した。しかし、芦田は単純に満州国の成立を容認した訳ではなかった。満州国を容認した時点においても、国際連盟脱退には一貫して反対の姿勢を示した。さらに、日本の国際連盟脱退が決定的となった後には、芦田は地域主義の論理によって国際連盟との関連づけを模索した。芦田は、日本、満州、中国、ソ連の四カ国による不侵略条約の締結を骨子とする「極東ロカルノ」構想を提案し、東アジアにおける多国間協調の枠組みを維持しようとした。この「極東ロカルノ」構想は、外交官時代以来の国際連盟を中心とする普遍的国際秩序観の連続性の中に位置づけられるものであった。

一方、こうした多国間協調の枠組みは、もはや外務省の中では検討されることはなかった。満州事変以後に外務次官として省内を取り仕切ったアジア派の重光は、日英米三国による勢力圏の再分割を目指しており、東アジアにおいて国際連盟はもちろん英米の介入をも拒絶するようになっていたからであった。

このように、芦田は勢力均衡を重んじるリアリズム外交論者ではなかった。芦田の国際政治観は、戦間期新外交の影響を受けて形成されたものであり、戦争違法化や国際連盟を中心とする集団安全保障の理念に裏付けられたも

のであった。そして、この芦田の普遍的国際秩序観は、満州事変以後も決して揺らぐことはなかったのである。[157]

もっとも、結果から見ると、「外交を建直す」ために政党政治家へと転身した芦田の試みは成功しなかった。一九三七年七月七日に盧溝橋事件が発生、事件は日中両軍による全面衝突へと発展し、日本の戦争目的を明らかにした東亜新秩序声明は、普遍的国際秩序を否定し、アウタルキーとしての地域秩序建設を目指すことを宣言するに至るからである。五・一五事件以後、政党内閣が崩壊した状況の中で、未だ陣笠議員の一人に過ぎない芦田には、自らの国際政治観を外交政策に反映させ得るような政治的な力はなかった。[158]

しかし、以上の事実は、日本外交史研究において芦田の国際政治観を探ることの意義を些かも減少させるものではない。なぜなら、戦間期に形成された芦田の国際政治観は、戦後の外交論にも少なからぬ影響を与えているからである。実際に、新憲法における戦争放棄条項の解釈の中にも、また朝鮮戦争以後の積極的再軍備論の中にも、外交官時代以来の戦争違法化と集団安全保障の理念を垣間見ることができる。[159] このことは、戦争放棄から再軍備へと変転する戦後の芦田の外交論を再考する一つの手がかりとなるのではないかと思われる。すなわち、「新憲法の旗手から再軍備論の旗手へ」[160]という変化の中にも、戦争違法化と集団安全保障の理念の連続性を見いだすことによって、戦後における芦田の外交論を体系的な外交路線として把握することができるのではないかと思われるのである。

とはいえ、戦前の芦田の普遍的国際秩序観が、戦時期を経て、戦後の芦田の外交論にどのように結実するのかについては言及することができなかった。この点については今後の課題として、改めて論じることにしたい。

(93) 前掲、進藤榮一「解題――日記と人と生涯――」三四頁を参照。

(94) 芦田均「転換期のわが外交（一）満洲をどうする?」『報知新聞』（一九三二年四月二四日）。

(95) 芦田均「転換期のわが外交（二）満洲から上海へ」『報知新聞』（一九三二年四月二五日）。

(96) 同前。
(97) 芦田均「転換期のわが外交（三）連盟と自主外交」『報知新聞』（一九三二年四月二六日）。
(98) 芦田均「転換期のわが外交（四）連盟と自主外交」『報知新聞』（一九三二年四月二七日）。
(99) "Ashida Sees Folly in Leaving League", *The Japan Advertiser*, May 21, 1932; Ian Nish, *Japan's Struggle with Internationalism; Japan, China, and the League of Nations, 1931-3* (London, 1993), p. 139.
(100) 芦田均「日本外交の功罪」第四七巻第五号（一九三二年五月一日）二四二頁。
(101) 同前。
(102) 駐日アメリカ大使館は、国際連盟に加盟する小国が日本にとって死活問題である満州問題を抽象的な問題として扱っていることに対して、軍部のみならず外務省の中でも国際連盟との協力関係を打ち切るか、正式に脱退する気運が高まっているとの報道を指摘する一方で、こうした動きに反対する意見として、一連の『報知新聞』の記事を紹介し、「芦田博士は、国際連盟脱退の後に生じる深刻な結果を指摘し、警告を与えている」と報告している（Neville to the Acting Secretary of State, May 7, 1932, U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: 1932, vol. 4, The Far East*, Washington, D.C., 1948, pp. 3-5）。
(103) 『帝国議会衆議院委員会議事録』昭和篇27（東京大学出版会、一九九一年）三六四～三六五頁。
(104) 同前、三六八頁。
(105) 芦田均「リットン報告と満洲問題」『政友』第三八七号（一九三二年一一月一日）一九頁。
(106) 同前、一七～一九頁。
(107) 同前、二〇頁。
(108) 同前。
(109) 『帝国議会衆議院議事速記録』59（東京大学出版会、一九八三年）四五頁。
(110) 『東京朝日新聞』（一九三三年一月二四日）は「霞ヶ関無能を芦田君痛烈に攻撃」との見出しで、同日付『読売新聞』は「芦田氏外相と渡り合ふ」との見出しで大きく取り上げた。一方、「国際連盟至上主義の代弁者」として芦田をあからさまに糾弾する報道もあった（『新都新聞』一九三三年一月二八日、「芦田均関係文書」九七、国立国会図書館憲政資料室

所蔵）。

(111) 一九三三年二月二五日付在紐育堀内謙介総領事発内田外務大臣宛電報、「帝国議会関係雑件　質問、答弁関係」第一巻（外務省外交史料館所蔵、外務省記録A. 5. 2. 0. 1-4）。

(112) 一九三三年一月二五日付内田外務大臣発寿府連盟代表宛電報、「満洲事変　前後措置関係　国際連盟ニ於ケル折衝関係」第三巻（外務省外交史料館所蔵、外務省記録A. 1. 1. 0. 21-12-1）。

(113) 『東京朝日新聞』（一九三三年一月二六日）。

(114) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』59、九六頁。

(115) 政友会員の肥田琢司の回想によれば、第六四議会での協調と議会終了後の総辞職、さらには政友会への政権譲渡の取引を画策していた政友会幹部は、芦田の質問演説が政治問題化すると直ちにこれを取消さしめたという（肥田琢司『政党興亡五十年――わが歩みし足跡――』国会通信社、一九五五年、三一二頁を参照）。なお、この時期の政友会の動向に関して、佐々木隆「挙国一致内閣期の政党――立憲政友会と斉藤内閣――」『史学雑誌』第八六編第九号（山川出版社、一九七七年九月）四三～七七頁を参照。

(116) 三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」同『大正デモクラシー論』（中央公論社、一九七四年）二三九～二四一頁、同「日本における『地域主義』の概念――ナショナリズム及び帝国主義との関連についての歴史的分析――」同『近代日本の戦争と政治』（岩波書店、一九九七年）八五～一〇九頁を参照。一方、地域主義の発想は一九二〇年代から存在し、満州事変を契機として国際主義から地域主義へと国際秩序認識が単線的に変化した訳ではなく、国際主義と地域主義の相違は相対的なものであると指摘する研究もある（藤岡健太郎「戦間期日本の『国際主義』と『地域主義』」『日本歴史』第六四七号、二〇〇二年四月、六九～八五頁）。

(117) 蠟山の地域主義について、前掲、三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」二三〇～二七四頁、高橋久志「『東亜協同体論』――蠟山政道、尾崎秀実、加田哲二の場合」三輪公忠編『日本の一九三〇年代――国の内と外から――』（彩流社、一九八一年）四九～七九頁を参照。また、蠟山の戦後の議論にまで触れたものとして、酒井哲哉「『東亜協同体論』から『近代化論』へ」同『近代日本の国際秩序論』（岩波書店、二〇〇七年）一一九～一三九頁を参照。

(118) 前掲、三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」二五四～二五五頁、前掲、高橋久志「『東亜協同体論』――蠟

山政道、尾崎秀実、加田哲二の場合」五六～五七頁を参照。

(119) 前掲、芦田均「孤立外交の転換」一九九～二〇〇頁。

(120) 経済合理性の観点から満州事変を批判した知識人として、例えば矢内原忠雄が挙げられる（前掲、三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」二四三～二四七頁、前掲、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人』上巻、一四三～一五〇頁を参照）。

(121) 前掲、芦田均「日本外交の功罪」二四二頁。

(122) 芦田均「世界経済会議の弔鐘」『中央公論』第四八巻第八号（一九三三年八月一日）六三頁。

(123) 同前、六四頁。

(124) 一九三三年に外務大臣の諮問機関として設立された通商審議委員会の民間委員に就任した芦田は、「貿易調節及通商擁護に関する法律案」について「法律制定後内地産業保護の上よりする関税引上の運動起ることある場合之に対しては右法律は適用せざること」を明白にすべきと論じ（「帝国貿易政策関係雑件　通商審議委員会関係　議事関係」第九巻、外務省外交史料館所蔵、外務省記録E. 3. 1. 1. 4-9）、同法案の衆議院における審議では、高橋是清蔵相に対して、「動もすれば世界の将来は、自給自足の経済に依って立つ外はないのであると云ふやうな思想から、通商政策を御観察にになって居るやうに拝察して居るのであります、此点に付ては本員は多少異論を持って居るのであります」と述べた（『帝国議会衆議院議事速記録』62、東京大学出版会、一九八四年、四九六頁）。また、日中戦争直後の「貿易及関係産業の調整に関する法律案」の審議の際にも、「日本のやうに原料品に乏しく、外国市場に常に依存して居る国に於ては、統制を強化して段々自給自足の方向に傾くことは、必然経済的の孤立に陥ることを意味するのである」と論じている（『帝国議会衆議院議事速記録』69、東京大学出版会、一九八四年、一三七頁）。

(125) 芦田均「極東ロカルノの提唱」『外交時報』第六七一号（一九三二年一一月一五日）三〇頁。

(126) 芦田均『近代世界外交問題解説』（タイムス出版社、一九三二年）二二一～二二四頁。

(127) 芦田均「戦争果たして起るか？日露最近の利害関係」『現代』第一五巻第三号（一九三四年三月一日）一六頁。

(128) 同前、一八頁。

(129) 東郷は、日ソ国交交渉当時、欧米局第一課長として交渉案を取り纏めた一人で、日ソ復交を推進した人物であった

（前掲、小林幸男『日ソ政治外交史』二五六～二五九頁、東郷茂彦『祖父東郷茂徳の生涯』文芸春秋、一九九三年、八九～九一頁を参照）。

(130) 前掲、東郷茂徳『東郷茂徳外交手記――時代の一面――』八二～九八頁に所収。

(131) 芦田均「孤立外交の転換」『経済往来』第八巻第四号（一九三三年四月一日）一九七頁。

(132) Hitoshi Ashida, “The Turning Point in Japanese Foreign Policy”, *The Japan Times & Mail*, March 6, 1933.

(133) Thomas W. Burkman, *Japan and the League of Nation; Empire and World Oder, 1914-1938* (Honolulu, 2008), pp. 199-201.

(134) 前掲、芦田均「極東ロカルノの提唱」二八頁を参照。

(135) この条約モデルの全文は、“Publications of the League of Nations IX. DISARMAMENT. 1928. IX. 13.”, pp. 37-41, *League of Nations Documents 1919-1946 Category IX Reel 11 of 19.*

(136) 前掲、植田隆子『地域的安全保障の史的研究――国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達――』第Ⅰ部第四章を参照。

(137) 芦田均「モンロー主義の修正」『外交時報』第七〇四号（一九三四年四月一日）一六頁。なお、モンロー主義はアメリカの連盟加入を促進するため、一九二〇年の国際連盟発足に際して連盟規約二一条に盛り込まれた。

(138) 同前、二五～二六頁。

(139) 「モンロー主義の修正」が発表されたのと同時期に、芦田自身が社長を務めるジャパン・タイムズ紙は、モンロー主義の変質を指摘した上で、東亜モンロー主義について「何らの歴史的経緯や法的正当性もなく、誤って使用されている点に何より～もまず注意しなければならない」とする社説を掲載している。（“The Monroe Doctrine”, *The Japan Times & Mail*, August 30, 1934）。

(140) 蠟山政道『日満関係の研究』（斯文書院、一九三三年）三一八～三一九頁。

(141) 前掲、芦田均「極東ロカルノの提唱」三三頁を参照。

(142) 芦田は、沿海州とチャハル省、外蒙地域とこれに隣接する朝鮮東北部と満州国境地域に中立地帯を設置することを提案し、「極東ロカルノとも云ひ得る」と述べた（芦田均「沿海州中立化の提唱」『日本評論』第一〇巻第一〇号、一九三五

年一〇月一日、二五～二九頁を参照)。他に、Hitoshi Ashida, "Japan-Soviet Relations In Far East", *The Japan Times & Mail*, October 8 and 9, 1935 も参照。

(143) 芦田は、「満洲以外に出て、極東の現状を破る意向は持たないといふことが明白になれば今日の外交的危機は転換出来る」と考えていた(「一九三六年の見透と其の対策に就て語る」座談会『東洋経済新報』第一五七三号、一九三三年一〇月二八日、二七頁)。

(144) ただし、このことは満州事変以後の外務省が直線的に反英米路線を追求したことを意味する訳ではない(井上寿一『危機のなかの協調外交――日中戦争に至る対外政策の形成と展開――』山川出版社、一九九四年を参照)。

(145) 「支那ノ対外政策関係雑纂『革命外交』(重光駐支公使報告書)」第一巻(外務省外交史料館所蔵、外務省記録松 A. 2. 1. 0. C1-1)。

(146) 「帝国ノ対支外交政策関係一件」第三巻(外務省外交史料館所蔵、外務省記録 A. 1. 1. 0. 10)。

(147) 重光葵「『我外交の基調』に就いて」『国際知識』第一四巻第六号(一九三四年六月)九～一〇頁。なお、この演説は「重光大使ノ欧洲政局報告」(外務省外交史料館所蔵、外務省記録 A. 2. 0. 0. X1)にも所収されている。

(148) リース・ロス・ミッションと吉田の関係について、細谷千博「外交官・吉田茂の夢と挫折」同『日本外交の座標』(中央公論社、一九七九年)一八～五二頁、波多野澄雄「吉田巡閲使の周辺」財団法人吉田茂記念事業財団編『人間　吉田茂』(中央公論社、一九九一年)三一四～三二五頁を参照。

(149) そもそも重光が巡閲使の吉田に与えた指示は、対英米政策としては「多辺的取極は之を避け、英米等の諸国との間に各国別に平和友好の関係を増進し相互理解を進むる様努力すること」、対中国政策としては「支那に於ける外国の勢力殊に日支関係を悪化するものは極力打倒すること(所謂棉麦借款、連盟を中心とする対支援助の如し)」であった(「出張報告関係雑件」第二巻、外務省外交史料館所蔵、外務省記録 M. 2. 2. 0. 3)。

(150) 重光は、東アジアにおける日本の覇権と英米との協調に関して、太平洋を中心として「帝国は其の西に英国は南方に而して米国は其の東部に各々自然にして完全なる受持区域」とすることによって両立できると考えていた(一九三五年八月一日付重光外務次官「国際関係ヨリ見タル日本ノ姿」『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第四巻、一二頁)。この点に関して、重光の現状打破による覇権確立の認識を重視するものとして、前掲、臼井勝美「外務省――人と機構」一一九～一二

六頁、富塚一彦「一九三三、四年における重光外務次官の対中国外交路線――『天羽声明』の考察を中心に――」『外交史料館報』第一三号（一九九九年六月）五二～七五頁を参照。一方で、英米協調の認識を重視するものとして、田浦雅徳「昭和十年代外務省革新派の情勢認識と政策」『日本歴史』第四九三号（一九九八年六月）六五～八二頁を参照。なお、重光の外交路線を「自主独立」と規定し、重光にとって日中提携と英米協調の両者は渾然一体のものであったと指摘する研究もある（武田知己『重光葵と戦後政治』吉川弘文館、二〇〇二年、第二章を参照）。

(151) 前掲、重光葵「『我外交の基調』に就いて」八頁。

(152) 前掲、一九三五年八月一日付重光外務次官「国際関係ヨリ見タル日本ノ姿」一八頁。

(153) 『帝国議会衆議院議事速記録』64（東京大学出版会、一九八四年）一〇四頁。

(154) "Foreign Minister Hirota's Statement", *The Japan Times & Mail*, January 27, 1935.

(155) 「日記」（昭和一〇年一月～二月）一九三五年一月二二、二三日の条（「重光葵関係文書」一A―三一、衆議院憲政記念館所蔵）。

(156) 芦田均『国際外交の知識』（非凡閣、一九三四年）一七二頁、二〇九～二一〇頁を参照。

(157) 一九三七年三月一一日、第七〇回帝国議会衆議院本会議において外交方針に関する緊急質問に立った芦田は、日中関係の改善が進捗しないのは「之を破壊するが如き行動が、白昼公然と行われて居った為めであ」り、「領土的野心を以て長城の外に武力を行使するが如きは、断じて戒めなければならぬ」と述べるとともに、「北支の密輸入」の「陳弁に是れ努め」るだけの政府の姿勢は「深く遺憾とする所であ」って、むしろ「宜しく通商自由の大旆を掲げて邁進すべきであ」り、「正義と公平の精神の下に、世界資源の公開を主張」すべきであると論じた。（『帝国議会衆議院議事速記録』67、東京大学出版会、一九八四年、五一〇～五一一頁）。芦田は、日中戦争直前まで「極東ロカルノ」構想に期待しており、構想を根本から揺るがす華北分離工作を到底容認することはできなかったのである。なお、このときの外相は、連盟派外交官としてかつて共に働いたことのある佐藤尚武であった。芦田の質問演説は、林銑十郎内閣に批判的な政友会の立場を離れて、華北分離工作から交渉による華北経済進出への政策転換を図る佐藤外交への期待を表明するものであった（芦田均「佐藤外相論」『改造』第一九巻第四号、一九三七年四月一日、二五四～二五九頁を参照）。佐藤外交の転換については、臼井勝美「佐藤外交と日中関係」前掲、同『日中外交史研究――昭和前期――』一八五～二一一頁、藤枝賢治「『佐藤外

交』の特質――華北政策中心に――」『駒澤大学史学論集』第三四号（二〇〇四年四月）八一～九四頁を参照。

(158) 日中戦争以後の芦田は、新体制運動に反対する鳩山一郎らと行動を共にし、一九四〇年に発足した大政翼賛会にも加わらず、同交会の結成に参加した。その後、日米開戦を迎えると、「どう我等が努力しても仕方ない」と述べるなど、時局の転換に対して諦観の念を吐露するようになっていく（清沢洌『暗黒日記　昭和17年12月9日―20年5月5日』評論社、一九七九年、一九四三年七月九日の条）。しかし、他方で、清沢洌や石橋湛山らが設立した国際関係研究会で戦後の世界経済のあり方について活発な議論を交わし（同前、一九四三年六月二七日の条）、同じく清沢による日本外交史研究所にも参加して、外務省の先輩である幣原の回顧談に触れるなど（同前、一九四四年一二月五日の条）、「時局向きならざる顔」ぶれの会合に積極的に参加した。戦時期の芦田は、現実政治とは距離を置きつつ、来るべき戦後に目を向けていた。なお、戦時期の芦田については改めて論じる。

(159) 戦争放棄条項について、「戦争廃棄といひ、国際紛争は武力によらずして仲裁と調停により解決せらるべしと言ふ思想は既に Kellog Pact と Covenant とに於て吾政府が受諾した政策であり、決して耳新しいものではない」と冷静に受け止めたこと（前掲『芦田均日記』第一巻、一九四六年二月二二日の条）、またその解釈について、自衛戦争の例外とともに、「侵略に対して制裁を加へる場合の戦争もこの条文の適用以外である」との解釈を示したことはよく知られている（芦田均『新憲法解釈』ダイヤモンド社、一九四六年、三六頁）。また、朝鮮戦争以後の積極的再軍備論について、「一体この事件で侵略の責任はどちらにあるのか、平和を攪乱するものを憎むのはわれわれの正義観の当然の発露」であるとして、違法な侵略行為への制裁という観点から論じるとともに（同「永世中立不可能論」『文芸春秋』第二八巻第一一号、一九五〇年八月五日、七頁）、国際連合の加盟に際して、「国連に加盟した以上、これに付随する法律的、道義的責任について、われわれはこの際とくと覚悟をきめなければならぬ」として、集団安全保障の観点から再軍備に言及した（同「犠牲を分担する覚悟がいる」『中央公論』第七二巻第二号、一九五七年二月一日、一一三頁）。

(160) 楠綾子「芦田均――新憲法の旗手から再軍備論の旗手へ――」佐道明宏・小宮一夫・服部龍二編『人物で読む現代日本外交史』（吉川弘文館、二〇〇八年）一四二頁。